（前のページより続き）

〔その他告示〕

○株式会社国際協力銀行法第三十六条第三号の規定に基づき主務大臣の指定する金融機関を定める件（内閣府・財務八）　三五
○株式会社国際協力銀行の社債及び外国通貨長期借入金の借入れに係る基本方針の提出日を定める件（同九）
○郵政民営化法第百八条第一号の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件（金融庁・総務一）　三六
○夕張市財政再生計画の変更の内容及び協議の結果を公表する件（総務三四一）
○経済施策を一体的に講ずることにより安全保障の確保の推進に関する法律及び株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律の施行に伴う財務省関係告示の整備に関する告示（財務一六五）　三〇

本号で公布された法令のあらまし

◇皇統譜令の一部を改正する政令（政令第二百八十号）（内閣官房）

1　規定の整理

皇室典範等の一部を改正する法律（令和八年法律第六十六号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、皇統譜令の規定の整理を行う。（第五条関係）

2　その他

その他所要の改正を行う。

3　附則

⑴　施行期日

この政令は、改正法の施行の日（令和八年十月二十四日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　経過措置

改正法の施行の際における内親王又は女王（施行時内親王等）が改正法附則第二条の経過規定により皇族の身分を離れたときの皇統譜への登録及び付記について、皇室典範第十一条の規定により皇族の身分を離れたときと同様の取扱いとする。（附則第二項関係）

◇住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十一号）（総務省）

1　婚姻内親王等の特例に関する事項

⑴　住民票の記載事項に関し、「氏名」を「名」に読み替える等、所要の改正を行うものとすること。（第三十三条第一項関係）

⑵　婚姻内親王等が皇族の身分を離れた場合において、住民基本台帳法第七条各号に掲げる事項を記載した住民票を作成等するとともに、⑴の規定により読み替えて適用する同条各号に掲げる事項を記載した住民票の消除を行うものとすること。（第三十三条第二項関係）

⑶　宮内庁長官が、婚姻内親王等の住民票の記載等をすべき事由があることを知ったときは、住所地の市町村長へ通知しなければならないものとすること。（第三十三条第三項関係）

2　施行期日

この政令は、皇室典範等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとすること。（附則関係）

◇恩給給与規則及び国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十二号）（総務省）

第1　恩給給与規則の一部改正

1　恩給証書等の添付を求めている規定を削除すること。（第二条、第二条ノ七～第二条ノ九、第二条ノ十一～第二条ノ十三、第三条ノ二、第三条ノ三、第七条、第八条、第十条、第十条ノ三、第十条ノ六、第十条ノ七、第十条ノ九、第十条ノ十、第十一条ノ二～第十一条ノ四、第十五条、第三十六条関係）

2　恩給証書の返還を求めている規定を削除すること。（第三十五条関係）

3　恩給の受給者が氏名を変更した場合の届出について、恩給証書の添付は不要とし、裁定庁において新たに変更後の氏名を反映した恩給証書を交付することに改めること。（第三十八条関係）

4　その他所要の改正を行うこと。

第2　国会議員互助年金法施行令を廃止する等の政令附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の国会議員互助年金法施行令の一部改正

1　互助年金証書等の添付を求めている規定を削除すること。（第二条、第二条の二、第四条、第五条、第七条、第八条、第三十四条関係）

2　互助年金の受給者が氏名を変更した場合の届出について、互助年金証書の添付は不要とし、裁定庁において新たに変更後の氏名を反映した互助年金証書を交付することに改めること。（第二十八条関係）

3　一定の場合には、受給権の調査に係る申立書の提出を不要とすること。（第三十一条関係）

4　互助年金証書の返還を求めている規定を削除すること。（第三十三条関係）

5　その他所要の改正を行うこと。

第3　施行期日等

1　この政令は、令和八年十月一日から施行すること。（附則第一項関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めること。（附則第二項関係）

◇防衛省組織令の一部を改正する政令（政令第二百八十三号）（防衛省）

1　整備計画局及び同局サイバー整備課並びに統合幕僚監部運用部運用第一課の所掌事務を変更する。（第七条、第二十八条及び第六十条関係）

2　この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇建築基準法施行令の一部を改正する政令（政令第二百八十四号）（国土交通省）

1　型式適合認定の類型の追加

型式適合認定の類型として、建築物の構造耐力に係る一連の規定に適合していることについての認定を追加する。（第十条第一号、第百三十六条の二の十一第一号関係）

2　採光規制の対象の合理化

児童福祉施設等のうち、利用者の滞在時間が短いことその他の理由により衛生上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、建築基準法第二十八条第一項の採光規制の対象から除外する。（第十九条第二項第四号関係）

3　防火上及び避難上の規制の対象の合理化

⑴　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六の二第一号ロ又は第二号ロに掲げる基準に適合する建築物のうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、層間変形角及び面積区画に係る規制の対象から除外する。（第百九条の二の二、第百十二条第一項関係）

⑵　一定の防耐火性能を有するものとして第百三十六条の二第二号に定める基準に適合する建築物であって準防火地域内にあるもののうち、その構造及び用途並びに周囲の状況を考慮して防火上支障がないものとして国土交通大臣が定めるものについて、面積区画に係る規制の対象から除外する。（第百十二条第四項関係）